

# 保育系弁護士がゆく

## 少子化時代をサバイブする園の護身術

第16号

### 乳幼児に対する性的虐待と園

レーヴ法律事務所では、全国の園の顧問弁護士として園・先生方のトラブル・悩みごとに対応しています。

事務所に寄せられる様々なご相談を基に、園に役立つ情報をお届けします。

レーヴ法律事務所共同代表。  
慶応義塾大学法学部政治学科卒業、早稲田大学大学院法務研究科修了。2011年に弁護士登録。

2019年に保育園・幼稚園・こども園でのトラブルや法律問題を主に扱うレーヴ法律事務所の共同代表に就任。



弁護士  
板垣 義一

## Topic

大手芸能事務所の創業者による低年齢期の所属タレントへの性加害問題がマスコミを騒がせています。



これは乳幼児期というよりはもっと大きくなった男子に対する行為ですが、園関係においても、保育士が園児に対してわいせつ行為を繰り返して逮捕、実刑判決を受けた事案もあります。本稿執筆の直近では、園長が性的虐待をしたと認定されて(当該園長は性的虐待を否定しているとのこと)改善勧告がなされた園の報道もありました。こうしたことを踏まえ、園においても、性的虐待について

改めて基本的なことを確認しておく必要があると考えます。

性的虐待というと、男性が加害者、女性が被害者になるものだとの印象を持たれているかもしれませんが。しかし、言うまでもないことですが、男性、女性、性的少数者のいずれもが加害者になり、被害者にもなり得ます。被害者の年齢も一定ではありません。園においても、逮捕事例の存在を待つまでもなく、役職員による性的虐待が存在し得るということを認識してください。

園児との関わり方について、性的目的を持った接触をしないことは当然のこと、客観的にみて性的に不適切と受け取られる言動がないようにすべきです。日頃から園児との適切な関わり方を考えて実践し、職員同士で注意していくことが、園を性的虐待問題から遠ざける第一歩となります。

万が一、園内で職員の園児に対する性的な不適切行為が判明した場合の対応ですが、虐待と言い得るほどに悪質なものであれば、懲戒解雇処分が検討されるべきです。処分を下すまでの間は、保育から外すことも必要になります。もちろん、懲戒解雇のような重たい処分を下す場合には、慎重な事実確認の手続が必要になりますが、事実として性的虐待が認められたら、その人物は保育に携わることがふさわしくありませんので、速やかに自園(はもちろん保育業界)から退場してもらいましょう。

そういった意味で、求職者の犯罪歴照会を義務付けるという「日本版DBS」という仕組みの導入が検討されていることは注目すべきです。この仕組みが導入される場合、間違いなく園は求職者の犯罪歴照会を義務付けられる立場になりますので、今後この話題に関するニュースを追いかけておくことをお勧めします。



園の困りごと、何でもお問合せください ～園の顧問弁護士～ レーヴ法律事務所

【東京弁護士会所属】

■弁護士/保育士 柴田 洋平 ■弁護士 板垣 義一 ■弁護士 今西 淳浩

TEL: 03-5336-3390

Email: reve.info@reve-law.jp

HP: <https://www.reve-law.jp/>

レーヴ法律事務所

